

## レンタサイクルご利用案内

《申込み前に必ずご確認ください》

### ■ご利用案内

利用年齢	中学生以上の方
貸出、返却対応時間	天然豊浦温泉しおさい 11:00~20:00
利用料金（前払い） ※お支払い方法は現金のみ	・電動アシスト：1,000円/日 ・クロスバイク：500円/日

### ■注意事項

- ・申込み完了後はご返金できません。
- ・自転車が規定の時間に返却されない場合は、翌日分の料金をご負担いただきます。
- ・事故にご注意ください。利用中の事故につきましては、利用者の責任となります。
- ・ルールやマナーを守って利用しましょう。交通違反をした場合は、罰金納付を含めすべて利用者の責任となります。
- ・自転車利用前に故障の有無を必ずご確認ください。利用者の過失による部品の紛失や故障があった場合は、相応の代金をご負担いただきます。
- ・自転車の放置による撤去や盗難にご注意ください。利用者の過失による紛失の場合は相応の代金をご負担いただきます。

### ■個人情報の利用目的

- ・当法人は、利用者の個人情報の管理に細心の注意を払います。取得した個人情報はレンタサイクルの管理に必要な連絡や判断を行うために利用します。

### ■こんな時は連絡が必要です

- ・規定の時間内に自転車を返却できない
- ・自転車が故障した

※自転車を紛失した場合は、まずは警察に電話してください。

※事故が発生し、ケガ人がいる場合は、直ちに適切な処置や通報を行ってください。

- ◆噴火湾とようら観光協会 0142(83)2222
- ◆天然豊浦温泉しおさい 0142(83)1126
- ◆伊達警察署 豊浦駐在所 0142(83)2110 《緊急時：110》
- ◆伊達消防署 豊浦支署 0142(83)2119 《緊急時：119》
- ◆豊浦町国民健康保険病院 0142(83)2228

### ■安全のために

自転車は身近でとても便利な乗り物ですが、一歩間違えるとケガをしたり取返しのつかない大事故を起こす危険性もあります。ルールやマナーを守った運転でご利用ください。

- ・自転車は車道走行が原則です。
- ・自転車は車道の左端によって通行しなくてはなりません。右側通行は禁止です。やむを得ず歩道を通行する場合は、押し歩きで。
- ・裏面に記載の交通ルールを守りましょう。

【裏面を必ずご一読ください】

## 自転車の主な交通ルール違反の罰則一覧

違反名	罰則等	適用法条と条文要旨（道路交通法）
○飲酒運転の禁止	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	<b>第65条第1項</b> 何人も酒気を帯びて運転してはならない。
○信号無視	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	<b>第7条</b> 信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
○一時不停止	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	<b>第43条</b> 道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければならない。
○無灯火	5万円以下の罰金	<b>第52条</b> 夜間、道路を通行するときは、灯火をつけなければならない。
○二人乗り等の禁止	2万円以下の罰金 又は科料	<b>第57条第2項</b> 都道府県公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ、自転車を運転してはならない。
○通行の禁止等	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	<b>第8条</b> 道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。
○車道通行	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	<b>第17条第1項</b> 歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。
○左側通行等	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	<b>第17条第4項</b> 道路の中央から左の部分を通行しなければならない。
○軽車両の並進の禁止	2万円以下の罰金 又は科料	<b>第19条</b> 自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。
○普通自転車の歩道通行	2万円以下の罰金 又は科料	<b>第63条の4第2項</b> 道路標識等により通行することができる歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならない。
○自転車横断帯による交差点通行	2万円以下の罰金 又は科料	<b>第63条の7第1項</b> 交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を進行しなければならない。

※北海道警察ホームページより